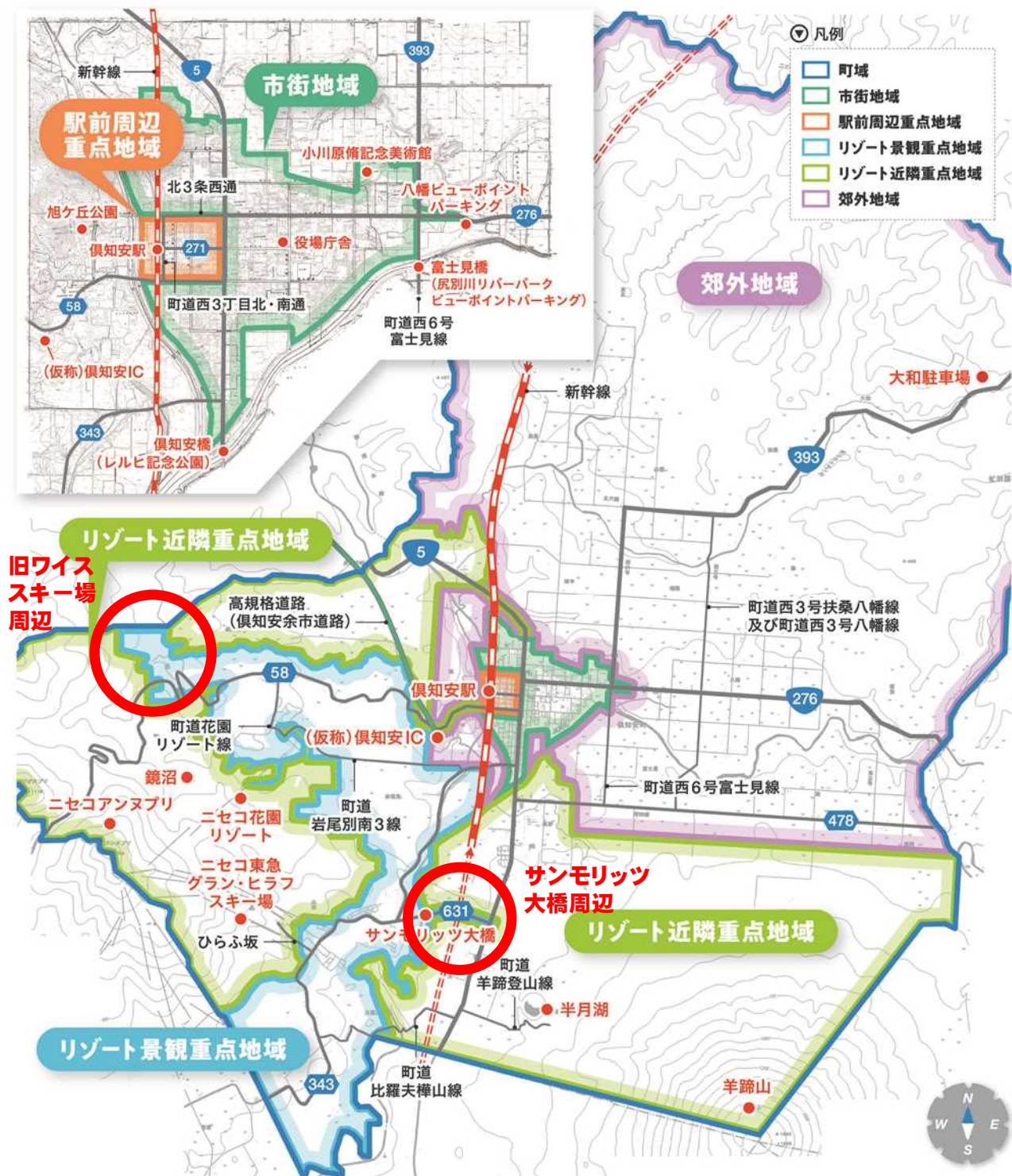


倶知安町景観計画の一部改訂（令和5年10月）について

主な改訂ポイント

1. 「リゾート近隣重点地域」の一部（下図赤丸部等）が「リゾート景観重点地域（景観地区）」へ変更になりました。→詳細はP2 & P3
2. リゾート景観重点地域内における土地の形質の変更等（令和6年6月1日以降着手のもの）の扱いが変更になります。→詳細はP4



問合せ先

倶知安町まちづくり新幹線課 景観室 景観係

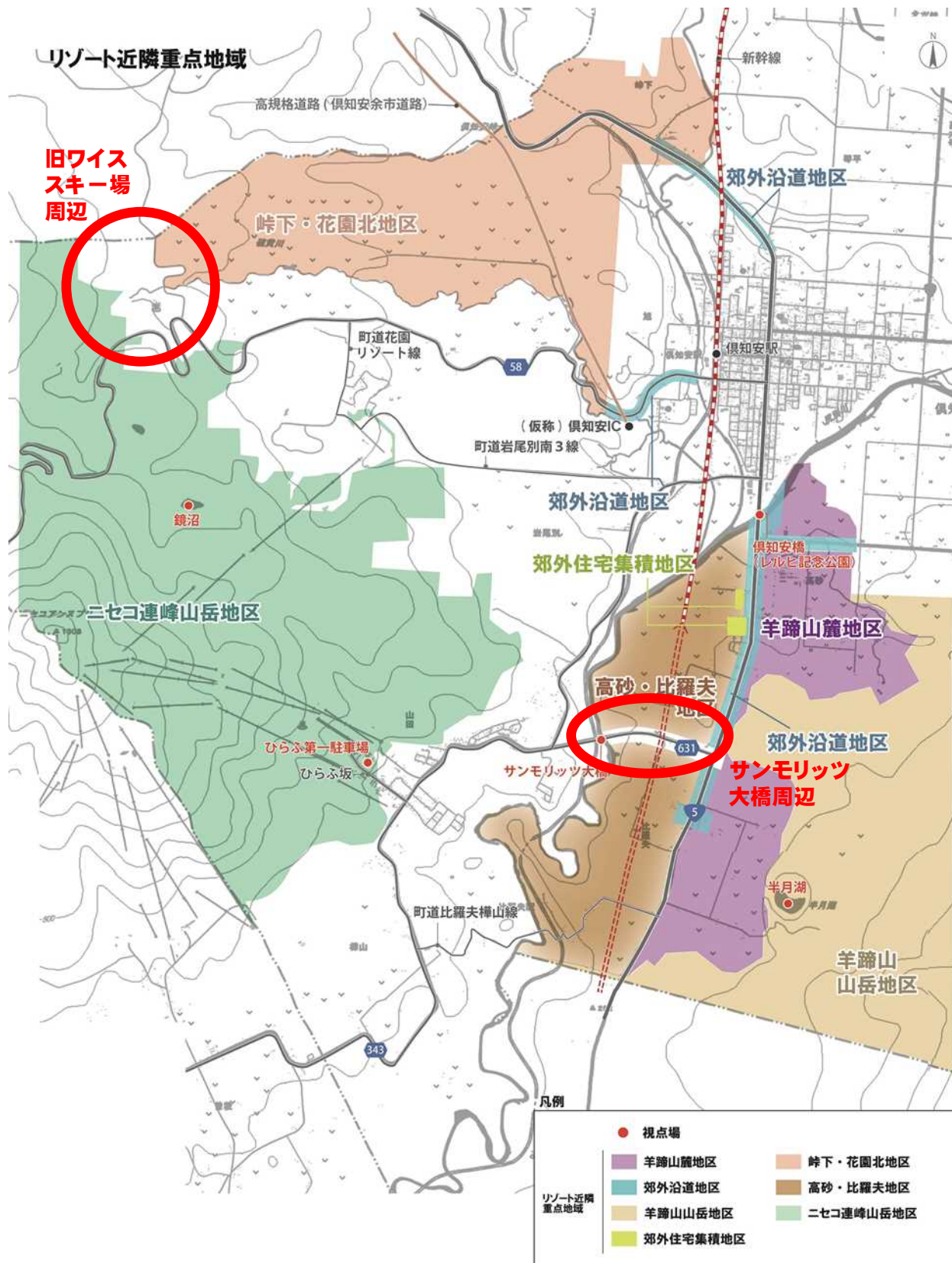
TEL:0136-56-8012 Mail:keikan@town.kutchan.lg.jp

1-1 リゾート近隣重点地域 区域図（令和5年10月1日～）

令和5年10月1日付、リゾート近隣重点地域の一部（旧ワイススキー場周辺やサンモリッツ大橋周辺等）が景観地区に指定されました。

それに合わせ、これらの地域を「リゾート景観重点地域」へ編入し、リゾート近隣重点地域を一部縮小しました。

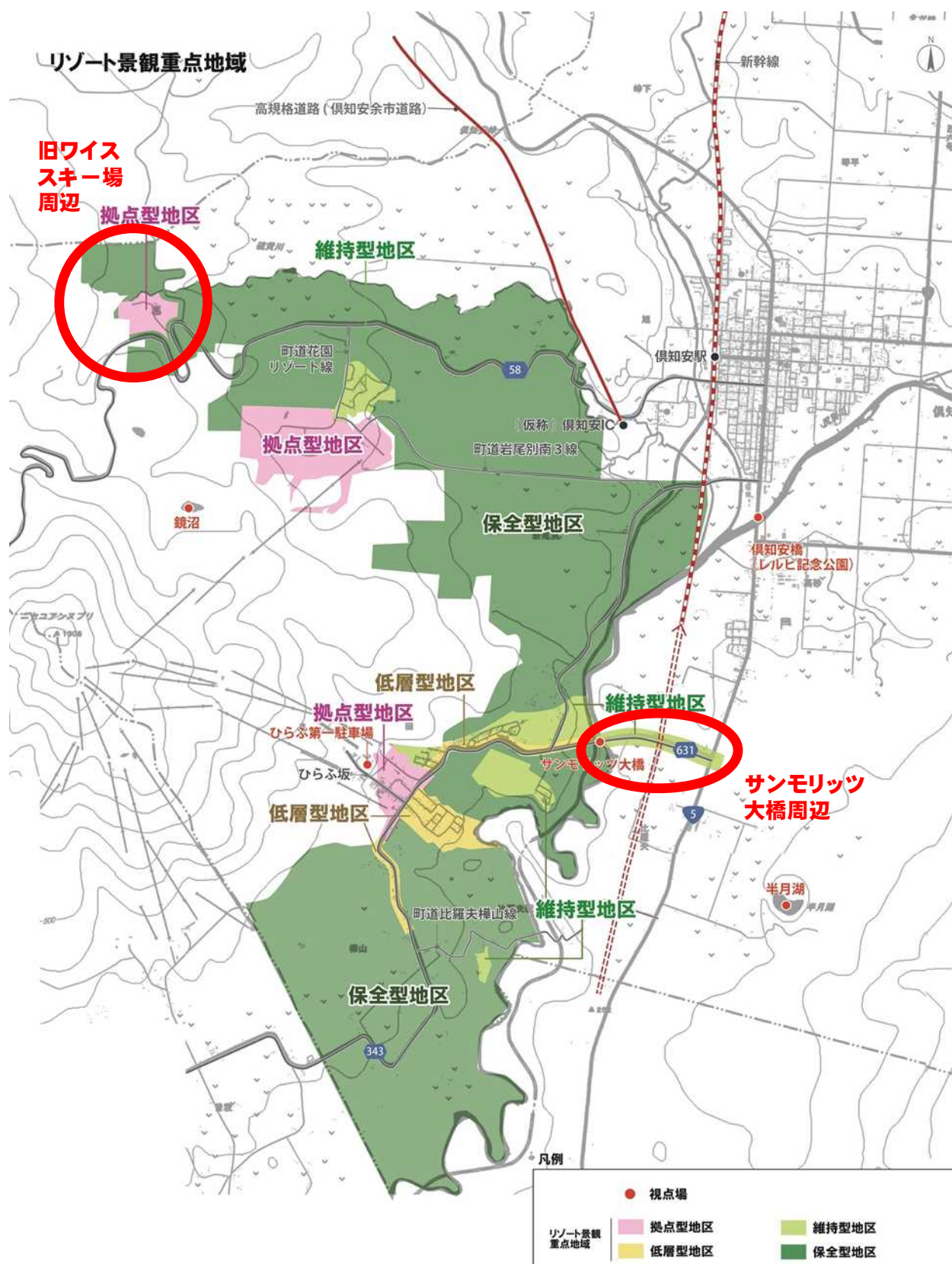
「リゾート景観重点地域」では、建築物の建築等や開発行為等に係る景観関係の手続きが他地域と異なりますので、ご注意ください（次ページ以降も参照）。



1-2 リゾート景観重点地域 区域図（令和5年10月1日～）

令和5年10月1日付の景観地区拡大に合わせて、新たに景観地区となった旧ワイススキー場周辺やサンモリッツ大橋周辺（道道631号沿道）等をリゾート景観重点地域に編入しました。

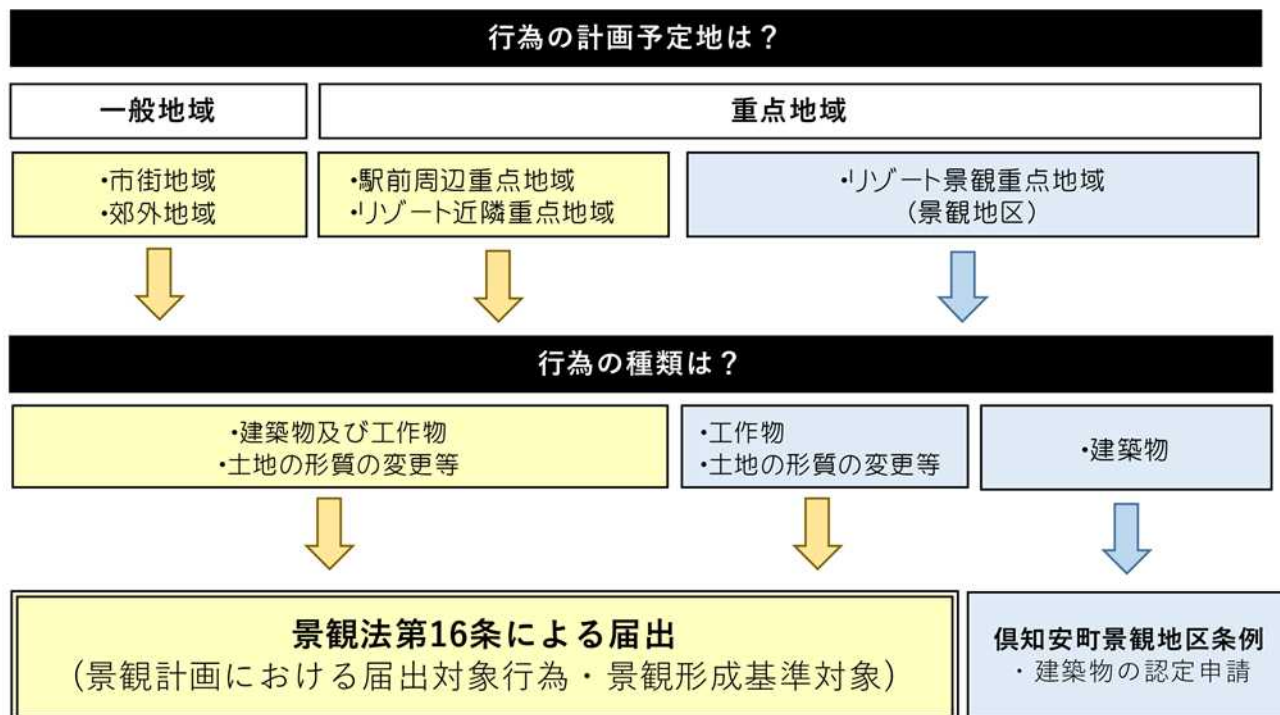
リゾート景観重点地域における建築物や開発行為等については、次ページを参照してください。



2. リゾート景観重点地域における開発行為等の扱い(令和6年6月1日着手～)

リゾート景観重点地域（景観地区）において、令和6年6月1日以降に着工する土地の形質の変更等（開発行為、特定開発行為、伐採及び土石等の堆積）は、景観法第16条による行為の届出対象から倶知安町景観地区条例第10条による開発行為等の許可申請の対象に変更となります。

■令和6年5月31日までの着手行為



変更

■令和6年6月1日からの着手行為

